

をとられたわけでありませうけれども、今回の日米加の場合にはもちろん、おそれるべきであると思ひますが、大臣みづからこの責任の中心になられて、政府間交渉の折衝に当たられる、こういう方針であらうかと思ひわけでありますが、これからの日米加の漁業条約の改定問題に対する具体的な大臣の態度についてお伺ひしたいと思ひます。

○重政国務大臣 私に態度は、先ほど申し上げました通りの基本方針に従つて、日米加の条約改定にも臨みたい、こう考へておるわけでありませう。御指摘の通りに先般東京で開かれた日米加の中間会議におきまして、抑止原則からオヒョウ及びニシンをはずしたわけでありませう。そして東京で先般行なわれた会議によりまして、資源保護を重点に置きまして、そうして平等に關係国が資源を利用する、こういう建前で御承知の通りの勧告案ができたわけでありませう。その勧告案が委員会から政府にやつて参りましたから、昨日でありましたか、これを閣議において承認をいたしましたようなわけでありませう。今度の六月に日米加の条約期限が到来いたしますので、私としては、自発的抑止原則というものは従来通り続けるつもりはないのでありませう。相なるべくは、これを改定をいたしまして、私の考へておる基本原則に従つて条約を改定したい、こういうふうな考へておるのでありませうが、これは相手のあることでありませう。問題はきわめて複雑でありませう。關係するところ、その影響が及ぶところは単に日米加だけではないわけでありませうから、これは慎重にやつてい

きたい、こういうふうな考へております。

○角屋委員 今の大臣の御答弁によりますと、最も条約改定で期待をされておられ、また当然実現をしなければならぬ自発的抑止原則をやるというところについては、大臣のお言葉を借りれば相得べくんばと言つたんですか、とにかくこれではいけないと思ひますね。そういう非常に消極的といひますか、あるいは退却的といひますか、そうではなくて、自発的抑止原則が三國間において認められない場合においては、これは無条約状態になるといふような場合もあえて辞さないといふ、そういう強い態度でもつてこの折衝に臨む。これはやはり日本の態度としては当然堅持しなければならぬ基本原則だと思ひわけでありませう。これは今さら申し上げるまでもなく、過般来のいろいろな審議を通じて、大臣自身もこの原則といひますか、自発的抑止原則といふものはやめていきたい、こういうことでありませうから、今回の条約改定を通じてこれはあくまでも日本としては貫くという強い方針をこの機会に明らかにされたいと思ひますし、同時にこれからの折衝問題については大臣みづから当たるんだという考へであらうと思ひますが、その辺もあわせ見解を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○重政国務大臣 ただ日米加の北太平洋の漁業条約だけなら、これは話は簡単なものでありますが、現在日本が条約を漁業について結んでおりますものも五つ、六つあるわけでありませう。これらに対する影響も考へ、いろいろなこれは外交の部面に属するところが非常に多いのでありませうから、それらも十分に考へ、そうしてあくまでもこのわれわれの要求を一つ入れたい、そうしてまた道理を明らかにしていけば、おのずから私はその道があると思ひております。初めから無条約状態を前提にしていくといふことはいかげんものか、こういうふうな考へておるのでありませう、いずれにいたしましても、これは非常に外交上にもまた漁業条約にたいしては影響もあつたり、いろいろ複雑な問題がございませうので、どうも私はここで威勢のいいことだけ言つてみたところで、これはしようのないことだと思ひますのでありませうから、一前に控えてのことでありませうから、一つその辺は御了承をいただきたいのでありませう。誠意を持って私は私の主張をできるだけ貫きたい、こういうふうな考へております。

○角屋委員 いろいろな他の漁業關係の問題にも関連をしておることは事実でありませうが、それだけにこの日米加の漁業条約の中の自発的抑止原則といふものをこの機会にやはりやめていくということが、これからの國際漁業における日本の漁業条約の筋道を通すという点であつて、そういう点では先ほど無条約状態になることも決意するほどの態度で申しましたけれども、期限満了の際にこの条約は終わります、こういうことを通告申し上げて新条約を締結する、こういう方針に具体的になるわけでありませうから、そういう方針で大臣としては臨まれると思ひますが、もう一度、重要な問題でありますので、さらにお答へを願ひたいと思ひます。

○重政国務大臣 重要な問題でありませうから、この今の条約を期限満了して新条約をやるということをお私がこつて言明するわけには参らない、それは一つ御了承願ひたいと思ひます。それは方法としては、角屋さんのおっしゃるような方法もあるでありませうから、その態度を私がこつて明らかにして、交渉に臨むというわけには参りませう。

○角屋委員 四國のオットセイ會議の問題についても、水産方面では、与黨の、常々國際舞臺で活動しておられる高橋達之助さんが、数日前の朝日新聞の投稿でも、この四國の北太平洋のオットセイの保存に關する暫定条約、こういうものの改定の場合に、もし海上獵獲あるいは陸上獵獲等の問題について、あくまでも従來の条約から前進がない場合には、条約からの脱退といふことも腹の中に入れて、強い交渉をすべきだといふことを提案されておるわけでありませう。これはやはり、冒頭に申し上げましたように、日米加の問題にいたしまして、あるいは本年期限満了になる四國オットセイの關係の條約にいたしまして、敗戦のあとに次々結ばれて参りました國際の漁業條約關係について、それぞれ互恵平等の立場において条約改定をやらなければならぬといふ、日本自身の主體的な立場での熱意ある見解表明だと私は思ひます。この機会に、四國のオットセイの會議が今開かれておりますけれども、北太平洋のオットセイの保存に關する暫定條約の問題について、これは洋上の獵獲といふのが禁止をされておるわけですが、御承知の通り、フィロフ島における

とこのオットセイの最近の状況等を見ますと、むしろ海上獵獲等も資源上、今後の水産政策上とり得る条件が出てきてゐる、こういうふうにもいわれているわけでありまして、この問題についても、やはり従來の不平等條約を折衝の中において改めていくのだ、こういう基本方針だと思ひますが、いかがですか。

○重政国務大臣 日本としては、今お述べになりましたような線で主張をいたしております。しかし、三國については難色があるやうであります。それは御承知の通りに、ソ連側の方では、まだアメリカ側の方のオットセイ繁殖の状態と非常に変わつておりました、ソ連側の方のオットセイは、海上捕獲といふことは無理であるといふことになっております。今のお話は、アメリカ側のオットセイの繁殖の状態であらうと思ひますが、科学的に四國において調査をいたしまして、その調査の結果に基づいて相談をしてきめておるわけでありませう。でありますから、私どももいたしましては、その線でも十分科學調査をやつていきたい、そして結論を得たい、私はこういうふうなつもりでおるわけでありませう。

○角屋委員 大臣がおられる時間が短うございませうから、日韓漁業交渉の問題について、特に大臣のお考へを聞きたい点だけ抜き出して質問いたしますが、せんだつての合同會議では、専管水域の問題はあと回しにして、資源の問題から入つておるというやうな報道

もありましたけれども、日本側として自主規制の問題をどのように考えておられるか。日韓漁業協定の場合に自主規制というものが、この前の予算委員会でも問題になったのですが、外務大臣は、それは専門家会議で行なわれておるからというふうな逃げられておられますけれども、自主規制というものを、私はこれはとるべきではないと思えますけれども、どういうふうな大臣はお考えになりますか。

○重政国務大臣 これは御承知の通りに、まだ具体的に多く進行をいたしておりません。従って、そういうふうないろいろな問題は、まだ議題になっておりませんが、私の方針は、先ほど申しました通り、資源の保持、それから公海自由の原則に従いまして、公海の資源は各国平等に利用する、この二つの根本方針に従ってやはり対処をいたしたい、こう考えております。

○榑崎委員 今、角屋委員からも問題にされておりますように、自発的抑止の問題あるいは自主規制の問題、これは政府としては重大に考えてもらわなければならぬ問題であらうと思えます。自主規制の問題は、御承知の通り一九五一年の国連の国際法委員会の問題になって以来、五八年のジュネーブの会議まで引き継がれておる問題でございますけれども、少なくともこの自発的抑止の原則あるいは自主規制という問題については、国際漁業の場合に、政府として確固たる方針を堅持してもらわないと、あいまいでは困ると思うわけですね。重ねて大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○重政国務大臣 現在私が申し上げられることは、そういうことは望ましくないとだけでございます。

ないということだけで。

○榑崎委員 時間がありませんから先に進みますが、昨日も問題になったのでございまして、昨日も、不当なあるいは不法な李ラインと関連を以て拿捕された漁船の損害賠償の問題、これは窓口は外務省でありますけれども、農林大臣としてはどのようにお考えになっておりますか。拿捕漁船の損害賠償の請求権です。

○重政国務大臣 これはかねて外務省に對して、われわれの方からしばしば申し入れをいたしております。この問題は、漁業問題と同時に一括して片をつけるつもりでおるわけでありまして、

○榑崎委員 この損害賠償の請求権の問題は、一括をして解決をするという方針は、私はけっこうだと思えます。その際に、昨日もお尋ねをしたのですが、請求権の基礎となる数字を大臣はお待ちでございますか。

○重政国務大臣 農林省といたしましては、確定的な数字はまだ検討中に出しておりません。出しておりませんが、物的損害については、日韓漁業協会で算定をいたしております漁船その他の損害、そういうものが十四億というのをいってありますが、これはおおよそねその通りであらうというのを、外務省にわれわれは申し入れておるわけでありまして、その他の問題になりますと、いろいろ計算がめんどうなところがあるわけでありまして、たとえば、そういう将来の得べかりし所得がなくなくなったのをただけに計算をするかというふうな問題等は、きわめてこれは算定がむずかしい問題になるわけでありまして、そこで、いよいよ集計していただければなるかというところにつきま

ては、まだ検討中でありまして、最後の農林省の損害額というものは、外務省には通知をいたしておりません。しかし日韓漁業協会の立場で一応の算定をせられておる七十億というものは、外務省に對して通知をいたしておる次第であります。

○榑崎委員 ただいまの十四億という数字は、拿捕漁船の保険の金額から逆算された数字であらうと思えます。それはあくまでも保険にかかっている船の問題であるし、またそれ自身もいろいろ保険で金額も押えられておるから、それが正確な数字であらうとは思ふ。その次に申した日韓漁業対策委員会の推定損害額七十億というのは、これは一年間のですか、どうでしょう。その点も含めて、それから数字をきちんと出して請求されるのかどうか、大臣のお考えを承りたい。

○重政国務大臣 今の十四億というのは、保険関係だけじゃないのです。これは全部の漁船等について算定をいたした総額であります。それからその他の漁具でありますとか漁獲物、あるいはその他の推定損害というふうなものについては、交渉にあたってその数字を出してやるかどうかという御質問であります。折衝の過程におきまして、できればそういう数字も当方から言ってお話を進めなければならぬかと思っております。これは一に今後の交渉の進行の工合によるわけでありまして、そういうふうな一つ御了承を願いたいと思

○榑崎委員 今十四億は全部の金額だとおっしゃいましたけれども、昨年の九月二日の外務委員会では、当時の伊東長官は、保険金額から逆算した十四億、五億という金が出ることはつきり答弁されております。

○榑崎委員 今十四億は全部の金額だとおっしゃいましたけれども、昨年の九月二日の外務委員会では、当時の伊東長官は、保険金額から逆算した十四億、五億という金が出ることはつきり答弁されております。

○榑崎委員 昨年の九月二日に、伊東長官は、逆算するといふ数字が出てきますとはつきり委員会では出てくるのです。その点はいいでしょう、また別に機会がありましようから……それで大臣の今お答えの様子から推察しますと、損害賠償をまじめに請求する意欲が見られないようでありまして、どうでしょう。そのときになつて出さなければならぬときには出すというふうな態度では困るではないですか。これは平和条約とは関係ないので、それから、当然請求権があるという立場であれば、その数字をひきつけて向こうとやり合ふと解決にはならないでしよう。もし今の大臣のようなお答えであれば、何かほかの問題とからませて、どんぶりの勘定で、もうこの問題も解決したというふうな例の大方式の考えと一緒にやらないですか。数字なくしてどうして請求権の問題が解決しますか。どうでしょう。

○重政国務大臣 数字をきめずに、損害賠償の問題はやらずに片づけようというふうな、そういう考えは私は全然持っておりません。もちろんその内容を明らかにして交渉の際にやるわけでありまして、その間これはこれ、あれはあれと別々にやるか、どうせこれは主張は主張として、妥結する際には同時妥結ということに私はなるだろうと思ふのであります。でありますから、うやむやにするなどというふうな考えは毛頭持っておりませんから、それは誤解のないように一つ御了承賜わりたいと思ひます。

○榑崎委員 数字を持たずに今もって検討中というふうな態度だから、結果

○榑崎委員 数字を持たずに今もって検討中というふうな態度だから、結果

的に見ると、まじめにこの問題を向こうとやり合う気がないというふうにかわれわれには思えぬわけです。これもやり争えりがありませんから……損害賠償請求権は持つておられる、そこで国内的には損害を受けた船主なりあるいは漁夫に損失を補償する気が国としておありかどうか、大臣にお尋ねします。

○重政国務大臣 ちよつと御質問の御趣意を取り違えておるかも知れませんが、損害賠償の請求は当然いたすわけでありまして、御質問の御趣意は、それが直ちに国内の損害賠償の請求権を認めることになるかどうかということになるのじゃないかと思うのですが、これは私は必ずしも直接にそういうことにはならぬのではないかと考えるのであります。これはいろいろのケースがあることでありまして、国内の問題として政府が責任を負うか負わぬか、こういうことは、韓国に対する政府の賠償請求と直接には私は結論は出ないのじゃないか、こういうふうに考えます。

○榑崎委員 昨日もこの点は意見が分かれたままに終わったのですけれども、国民の一部の損害があるから、それを政府がかわつて韓国に対し損害賠償の請求をやつていらつしやる、だから国内的には、そういう損害を受けた方に一応その損失を補償してやるんだ、損害を国がかわつて賠償してやるのだ、建前としてこういうことではないでしようか。かつて昭和二十九年三月一日の、ピキニの第五福竜丸のときには、アメリカからとつて支払つたじゃありませんか。私は建前を聞いておるのです。

○重政国務大臣 これは法律上漁民にかわつて政府が韓国に対して賠償の請求をすることが、それが直ちに国内法において政府が法律上韓国にかわつて漁民に賠償をしなればならぬということには必ずしもならぬのじゃないか。ただ、その際に行政上の問題として政府がどう考えるかというところは第二段の問題であらうと私は思うのです。そういうふうには私は考えております。

○榑崎委員 今の問題は私ども今の答弁で納得はいたしません。十分これは議論の余地があると思ひますから、また別の機会にやります。

○角屋委員 外交交渉の問題は、漁業交渉の問題の場合でも、農林省、外務省、両方連携してやるわけですから、この機会に日米加の漁業交渉の問題を考へる場合に、アメリカからカナダの關係漁民の動向というものがやはり一つの判断の材料になるかと思ひます。これは外務省の方にお聞きしたいのですけれども、御承知の通り日米加の漁業条約の生まれるその前に、戦後トルーマン宣言というのが出されました。また講和条約の締結前に吉田・ダレス交換文書というふうなものがありまして、そういう歴史的経過で当初結ばれた日米加の漁業条約というものは、先ほど来申しておりますように、自発的抑止原則という国際法上認められてない、そういう原則を導入したきわめて不平等な条約というものが今日生まれてるわけでありまして、今日日米加の漁業交渉をこれから政府間の交渉の段階でやろうとする場合には、すでにトルーマン宣言あるいは吉田・ダレスの覚書というふうなものは、これは全然歴史的な産物ではあつても、今後の交渉の場合には、漁業の国際法上の原則に基づいてやる、こういう方針で外務省としても考へておられると思うのですが、いかがですか。

○竹内説明員 ただいま角屋委員の御指摘の通りでございます。

○角屋委員 外務省でも水産庁でもそうでありますが、アメリカ、カナダの日米加漁業条約に関する關係漁民の実態についてはきのう水産庁の長官からお聞きしたわけでありまして、そのあとの漁民感情というふうなものについては、やはり外務省としても、交渉の前に出先を通じていろいろ調査をされておると思ひますが、その辺のところについて、交渉に関連して、この際外務省の調査されておる結果についてお話を願ひたいと思ひます。

○竹内説明員 ただいま具体的に用意はして参りませんでしたけれども、米加の關係漁民は、現行条約が最もよろしい、こういう意見でございます。現に東ベリング海のオヒョウ並びにニシンというものを現行条約の付表からはずす、つまり自発的抑止の原則からはずすという問題につきましても、現地におきまして非常な強い反響がございます、それが両国の議員にそれぞれ働きかけておりました、現に、オヒョウに關しまして東京で交渉が行なわれました際にも、アメリカにおきましては、シアトル並びにアラスカにおきまして議員が現地に出張しまして公聴会を開いております。この公聴会におきましては、アラスカ選出のパートレット上院議員が出て、やはり司会をして

おられますけれども、ここでいわばつるし上げのような状態になっておるといふ状況でございます。概略そういうこととありまして、米加兩國の關係漁民としましては、現行条約が最もよろしい、いわゆるオヒョウ並びにニシンを付表からはずして自発的抑止原則をその程度ゆるめたということはけしからぬというところを盛んに申しておる状況でございます。

○角屋委員 外務省がこういう問題を考へる場合に、本来の漁業問題を離れて、日米加の今日までの關係というところに配慮を置いてやられるのか、本来こういう問題については外務省といえども、いわゆる國際漁業における日本の立場を是正するということに力点を置いて折衝するののかというところが一つの問題であらうと思ひます。おそらく水産庁としては、やはり日本漁業の問題、特に關係漁民の今後の發展の問題というところに力点を置いていくということに相なるかと思ひます。従つて、その結果としては、自発的抑止原則の廃止ということはおくまでも買きたい、こういうことでやられるということに相なるかと思ひますが、外務省の立場は、それを押して見て、いろいろ折衝した結果、逆に外交上日米加の間にまずい点が出てはいかぬという別な配慮から、こういう問題について譲歩するということの後退しやせぬかという感じが――同じ政府代表で今後折衝する場合でも、外務省の考へ方と農林省の考へ方が場合によつては一本の姿でふたつたれなないということが出やせぬかという心配をするのですが、あくまでもこの種國際漁業に關する折衝の舞台では、そのプロパーの問題の

実現というところに力点を置いて外務省も推進をされる方針であるのか、その辺のことをお伺ひしたい。

○竹内説明員 外務省といたしましては、その問題自体の価値判断というものは、漁業問題そのものにつきましても、ただ、漁業問題そのものにつきましても、実はいろいろ具体的に考慮しなければならぬ諸点がある。一つは自発的抑止原則、これはもちろんわれわれとしては今後の交渉におきましてはすしたいと考へておるところでありまして、資源の保存という観点から、とるべきものはとるけれども、同時に資源を十分に保護して持続的な生産性を最大限に維持していく、これが今後國際的にはますます發展する日本の漁業としてはいくべき方向ではないか、そういう意味から申しまして、現行条約の自発的抑止の原則、こういうものは正して参りますけれども、同時にこれにかわるべき何らかの漁獲並びに魚族保存の取りきめを結ばなければならぬ、こういうふうには考へております。

現にアメリカにおきまして、先ほど申しました關係漁民のいろいろな働きかけのほかに、具体的なわれわれとして考慮しなければならぬ点が二、三ございまして、その一つは、昨年アメリカの議會を通過いたしました通商協定法に、先ほど申しましたアラスカ選出のパートレット議員が修正案を出しまして、これが通過いたしましたのでありま

ざいまして、当時日本といたしましては海豹島というオットセイの繁殖する島を持っておりましたので、現在は日本がそういう島を持っておらない、こういうふうにしてその後事態は若干変わっておるわけです。それだけに日本側としては海上捕獲の希望というものも強いわけであります、そういう見地から海上捕獲の可能性を強く主張して交渉に当たっております。

○横崎委員　外務省関係に参考のために聞いておきたいのだが、日本がビキニの事件後国際司法裁判所のいわゆる裁判所規程の参加国になったわけですが、義務的管轄はどのようになっておりますか。受諾をしておるのでしょうか。

○法眼政府委員 これは一般問題として日本は義務的管轄は認めているようにございませうけれども、具体的問題としては双方が合意しなければならぬ。たとえば相手は認めないという事になればやむを得ないと思ひます。

○樺崎委員 義務的管轄の受諾をしておる国同士であればそういうことはないでしよう。

○法眼政府委員 双方とも認めていればこれはお説の通りでございませうけれども、問題については相手国が認めないという場合であればそのつど合意を要するというものであります。

○樺崎委員 それで日本は義務的な管轄は受諾しておりますかと聞いています。

○法眼政府委員 これは受諾しておるわけでありませう。

○樺崎委員 それはいつですか。

○法眼政府委員 私は条約の専門家はございませうから、詳しくいつ受諾したか、その内容はどうかということはこの場で申し上げられませうけれども、これは後刻また条約局長からでも完全な回答をいたします。

○樺崎委員 私は参考のために聞いておるのです。今後の審議に必要ですから。

それからいま一つ、一九五八年のジュネーブの海洋法会議の最後の総会のアメリカ・カナダ案だと思つたのですが、最後のアメリカ・カナダ案に対する採決の場合、日本はどういう態度をとられましたか。

○ト部説明員 御質問の御趣旨は本会議におけるアメリカ・カナダ案に対する日本の態度ということだと思ひます

が、その場合のアメリカ・カナダ案と申しますのは、委員会の段階におきまして南米諸国によりましてつけられた条件がありまして、そういう形においてアメリカ・カナダ案というものは本会議に上程されたのだと記憶いたしております。それに對します日本は投票は棄権でございませう。

○樺崎委員 そのときの韓国代表の態度はどうであつたでしようか。

○ト部説明員 その南米、たしか六カ国だと思ひますが、その修正案の付加されました米加案に對しましては韓国は賛成をいたしております。

○樺崎委員 そのとき何か付帯的な意見が韓国代表から出されておりましたか。

○ト部説明員 韓国は米加案に賛成いたしますときに留保をつけております。それで米加案というものはたしか韓国の留保に合致しておるという意味において賛成をしております。あるいはその際に若干韓国の立場をさらに明白にする投票理由の説明を行なつたかと思ひますけれども、詳しいことは今存じません。

○角屋委員 一九六〇年の国際海洋法會議で結局アメリカ・カナダ案というのは本會議で否決されたわけですが、けれども、御承知の通りこのときには日本もはつきりアメリカ・カナダ案の自発的抑止原則というものに反対をしたわけでありまして、当時反対をした国のおもなるものは、ソ連、日本、ノルウェー、スウェーデン、オランダ、イギリス、フランス、ブルガリア、ポーランド等、これは主要なものですけれども、問題はやはりこのときに先ほど樺崎委員も指摘されましたように賛成を

した側、この中に韓国あるいはイラン、タイ、インド、インドネシア、オーストラリア等が入つておるわけですが、けれども、いわゆる日韓の漁業交渉の焦点になる韓国が入つておるというやうな問題もあり、しかも反対側の方では日ソ漁業交渉の焦点になるソ連側が日本と同じ態度を表明している点等もあつて、やはり自発的抑止原則というものは日米加漁業条約の改定を通じて日本側がどう主張し、どう主張を貫くかというその結果いかんというものが、今後の日ソ漁業交渉の問題にいたしましても日韓の漁業交渉の問題にいたしましても、いわゆる不平等な状況に追い込まれるか、あるいは国際的に認められた平等な条件において日本が条約を結ぶことができるかという、そういう生死にかかわる問題である。従つて、先ほど来しばしば申し上げておりますように、高崎さんあたりがオットセイの四国会議の場合でも、場合によつては日本の要請が暫定条約の改定を通じて認められぬ場合には脱退という強い線を出すのは、何も強硬的な態度をとるといふことではなくて、国際的にこの日本の漁業が今後発展をしていく場合に、当然戦後の敗戦後に持たされてきたやうないろいろな不平等な条約をこの際改定したいという熱意から出たものだと思う。従つて、これは大臣は国際条約に対する原則としては簡単に資源保護と公海自由の原則ということを言われませうけれども、これを貫くための難関というものはやはりきつて多いし、またそれを貫かなければならぬという重大な年にちやうどきていふということであつて、政務次官にこの機会にお伺ひしたいわけでありませう。

けれども、大臣は非常にのりりくつき、一体この日米加の漁業条約についてもほんとうに真剣な態度で、しかも政府間交渉においてはみずから責任者として出るという明言まで今日当然なべきだのに、その点は逃げたわけでありませうけれども、補佐をされる方としてのきのうの津島政務次官の答弁、むしろ大臣をかわつたらどうかと思つたくらいですけれども、ことはやはり国際漁場における日本の漁業の今後はどうなるかという点ではすこぶる重大な年だといふことは、条約改定の問題と関連して言えるわけですが、補佐役たる政務次官が大臣を補佐される立場からこういう問題に對する強い態度——強い態度というのは誤解されてはいけません、やはり国際法上の正当なる要求、正当なる原則を日本自身が貫いていく、こういう点について政務次官の御見解を一つ承つてみたい。

○津島政府委員 ただいまのお尋ねでございませうが、私は大臣のただいまの角屋さんに対するお答えを伺ひまして、あのお答えの裏には十分な強い御決意を持っているということがうかがわれるのであります。私は、大臣のお気持は相当強いものである、こういうふうに理解してゐるのであります。ただいまの段階でさういふはつきり申し上げることは多少また考えなければならぬといふやうな点もありませうから、あの程度に申し上げたのでございませう。けれども私は大臣を信頼しておりました、相当御決意を持っておられるもの、かように考えておる次第であります。

○角屋委員 午前はこの一問で私の質問は一応終わつておきたいと思ひますが、とにかく日米加の漁業条約あるいはオットセイの四国会議の条約、さらに日ソ漁業交渉、日韓の漁業交渉の問題等、ことは条約改定の問題を含む非常に重要な問題が山積をしておるわけですが、これは農林水産委員長にも私の氣持としてはお伺ひしたいのでありますけれども、やはりこういう重大な時期に本委員会として、あるいは形としては委員長提案という形において本會議で国際漁業条約における不平等性というものを積極的に是正するという提案を出し、国会の意思として政府がそういう方針を体して國際折衝の舞台に臨んでいくということが今年の場合には当然考えられていゝのじゃないかといふことを私は思つておるわけでありませう。これはむしろ野党の理事諸君の間でいろいろ相談さるべき筋合いのものでありますけれども、従来と違つてこの場合は日米加の条約の期間が満了いたしますし、オットセイの四国会議の暫定条約も十月には時期がくる、さらに日ソ漁業交渉、日韓の漁業交渉というやうな問題等、やはり戦後の悪条件もありましたでしようが、不平等な条約をこの間に是正するといふ年に当たつておられますので、そういう問題については十分、お互いの關係局のみならず、日本の立場をさらに筋を通すといふ点について御配慮をお願いいたします。

〔丹羽（兵）委員長代理退席、委員長着席〕

これは特に委員長にもそういう点で御検討願ひたいと思ひますが、政務次官の方にもお伺ひしたいのでありますけれども、そういう国会の意思の反映と

いうことをバックにして、つまり日本国民の切なる希望というものをバックにして当たるものが、やはり今後の折衝の場合に大きなさえになるというふうに判断しておられることだろうと思ひますが、その辺に對する御見解を最後に伺いたいと思ひます。

○津島政府委員 この問題は國際的に見まして、またわが國のいろいろな國際的地位を向上させるというような面から見まして、ことに重要なこととてございまして、従ひまして、これに關しまして自由民主党と社會黨の間で十分御検討を下されまして、これに對する一つの御意見が出ますならばそれを十分に尊重し、その御意見に沿うように一そう努力をしなければならぬ、かように考える次第であります。

○長谷川委員長 次に、農林水産業の振興に關する件について調査を進めます。

昭和三十八年一月豪雪による農林水産關係の被害状況について、政府當局より説明を聴取いたします。林田官房長。

○林田政府委員 先般の豪雪によります被害につきまして、まだ資料を差し上げずにここに恐縮でございますが、調査途中でございますので、二月十四日まで統計調査部を通じて集計をいたしましたものにつきまして御説明申し上げます。

この数字には、果樹などのような施設の損壊、それから永年作物の樹体の損傷によります次年度以降の損害は含まれていない次第であります。それで

農作物關係で合計いたしました百六十億五千万円に及んでおります。その中で大きなものは、果樹が七十五億三千万円、麦類が四十一億二千万円、野菜が二十八億六千万円というようなものでございまして、それでこのほかに、県の報告によりまして、林産物關係といたしまして五十七億八千万円程度の損害が報告されております。それからなお、施設關係といたしまして十二億の県の報告がございまして、従ひまして、農作物關係、林産物、それから施設關係を入れますと、大体二百四十億円くらいの損害になるわけでございます。

それで今後の調査によりまして、特にまだ雪におおわれておる地帯の調査が推定によつておられますので、次第に調査が完了するにつれてなおります。調査が完了するのじゃないかと思ひております。現在の予定といたしましては、統計調査部の調査がほぼ完了いたしますのは三月の下旬になる見込みでございます。

以上の通りでございます。

○長谷川委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○長谷川委員長 速記を始めて。

質疑の通告がありまして、これを許します。足鹿委員。

○足鹿委員 ただいま官房長から、今回の豪雪に對する農林省のとつた措置、また被害の実情等についてお話を聞いたのであります。時間的な關係で最終的なものが出ないことはもちろん私も承知をいたしますが、三月末でないと判明しないというようなことは、現地の非常に切実な声にこたえたり、また対策を講ずることに手おくれ

になる心配もあるかと思ひます。従つてすでに判明したものは判明したものとしてそれを資料としてお願いいたしますとともに、今後の大體の推定の取り扱ひ等については慎重を期していかなければならぬと思ひますが、もつと現地に對して統計資料等の収集を督促ないしは特別の手を打たれて、早急に事態を把握され、その上に立つて措置を講ぜられる必要があるのではないかと私は思ふのであります。もちろん行政措置によつて、その運営を通じて一應救済措置のできるもの、また現行の法律または政令あるいは省令等において措置できるもの、あるいは特別立法によらなければならぬもの等は災害対策特別委員会においてすでに検討が進められておりますので、一般的なこととは申し上げませんが、當委員会としては重大関心を持つておるのであります。すなわち、災害対策委員会との關係で、今日まで調査の的確を期することのできないであらうし、待つておつたわけでありまして、従つて少なくとも今月末くらいに現況においてある程度の推定を加え、そしてそれに対する今度は応急あるいは追加措置について、いただいたこのようなものでなしにあらためて農林省がとらんとする措置等について一応わが委員会にはお示しになる必要があらうかと思ひます。

それから先ほど懇談の際に統計調査部長からお話がありましたが、果樹等の野鼠被害、これは、私は鳥取県なんです。雪がたなを越してござります。食ふものがないから、くだもの芽をみんなかじつてしまつてひどいものです。低いものはちやうど芽

が出たところをかわ。二メートル前後というところ、その程度の雪なんでも。それから一メートル以上のものでも非常に食べやすくなつておるので。これは大體つかめます。果樹そのものが損傷した、あるいは果樹だなどがどういふ被害を受けたかということについては的確なことはわかりませんが、いけれども、一昨年の豪雪被害等によつて北陸等においても大體の模様はわかつておるわけでありまして、今私が述べましたような態度でもつて早急に御善処を願ひたいと思ひますが、この点政務次官なり官房長から御答弁をわづらわしておきたいと思ひます。

○林田政府委員 先ほど申し上げました数字はすでに調査可能な地帯につきましては現地調査をいたしまして、統計調査部において取りまとめまして、積雪地帯におきましては一部推定を加えた数字でございます。それで、三月下旬と申し上げましたのは、そういうふうな積雪地帯におきまして数字がすべてまとまるのが大體三月下旬ごろになるといふ予定でございます。もちろんそれまでに調査もずつと続行いたしまして、できるだけ早く調査を完了させたいと思ひます。

なお、対策につきましても、ただいま天災融資法の発動ということでは激甚災害の指定基準ともからみまして、慎重にしなければならぬが、それまでもにすぎない融資をいたしまして、遺憾のないような対策をとつていきたいと思ひます。その他の対策につきましても、すでに大蔵省と折衝に入つておるものもございまして、今後早急に対策をとりたいと思ひます。

○足鹿委員 被害調査の方法ですが、

現地に人を派遣されたのは、積雪當時における応急措置を講ずるための調査であつたと思ひます。あとは統計事務所の、下から上がつてくるのを待つというふうな手ぬるいことでは、問題になりません。被害県は明らかになつておるわけでありまして、農林省がそれぞれの専門家を出して、現地へ行つて、それをつかんで戻ると、そういう措置をとられることが絶対必要であつたに、危険を冒してまで現地へ行くと、いふこともある。ところが何か雪が消えてからも実感が伴わない場合も出てくると思ひます。すでに山陰地方においては融雪が始まり、根雪のなだれが流出しておるという状態でありまして、今述べたように措置はそれぞれおとりになつておると思ひますが、私が指摘したような措置をこの際おとりになる必要はないかと思ひます。政務次官いかがでございますか。

○津島政府委員 ただいまの御意見全く同感でございます。すでに第二回目の調査をやつたのでありますが、それが帰つてくる、こういうことでございまして、決して地方の統計事務所から上がつてくるのをじんとして待つておるのではないでございまして、こちらからできるだけ係官を派遣いたしまして、なるべく早くその実態を捉えて善処したい、かように考えておる次第でございます。

○足鹿委員 一応この程度でとめておきます。

○長谷川委員長 仮谷忠男君。

○仮谷委員 ちょっとお伺いをいたし

ておきたいと思うのですが、豪雪地帯に対する対策をいろいろ御苦慮なさっておられるのですが、四国、九州というような暖かい方面は、従来、「南の国に雪が降る」という映画がありましたが、全くその通りの状態でありました。そこに積雪というよりもむしろ寒冷の被害が非常に多かった。農作物に対する被害は積雪地帯よりも多いのじゃないかという見方もあるわけでありました。防備が全くないまま裸のころへ、たとえば四国などは八十年来の寒波に襲われたわけでありまして、山間地帯では二メートルあまりの雪が降る地域もございすけれども、従来は全く雪を見なかつたというところが非常に被害を受けた。ビニール・ハウスなんかで従来促成栽培をやっておるのがありますが、ほとんど全滅の状態でありました。これは現地を御調査いたしておるはずでございまして、実情はおわかりになっておるのじゃないかと思ふのです。従って豪雪地帯の方におきまして、このように被害の状況というものが程度見のがされておるのじゃないかというのを私はむしろ心配をしておるわけでありました。問題は金融措置を特に地域住民は望んでおるわけでございます。今ここに配付されております雪害対策の農林省要綱の自創資金のところを見ますと、「天災融資法の政令指定があれ、自作農維持創設資金の融通を行なう。」こういうことが書かれております。天災融資法の指定を受けるということになりますと、一定の条件が要るのじゃないか。そういう点をわれわれは気づかされておるわけでありました。こ

ういった点についてはどういうお考え

方を持つておられるか。すでに九州方面では調査員が派遣されておるわけでありまして、その結果等がおわかりになつておればお示しをいただきたい、こういうふうに思ひます。

○林田政府委員 仰せのように九州方面の被害は非常に多うございまして、統計調査部の今までの数字でも、他の県と比較しまして、たとえば愛媛県の

ごときは十四億という数字が上がつております。それで自創資金の融

通でございまして、三十七年度になお

二億円の自創資金のワケが残つてお

りますので、これを直ちに融資をいたし

たいということで、本日からいそ

旨の通達をいたしておるはずであり

ます。

○飯谷委員 重ねてお伺いします。私

はよその県の実情はあまり承知いたし

ておりませんが、たとえば高知県の実

態等は、大体蔬菜の生産が年間四十

億、ちよと米の半分でありまして、米

作に次ぐ重大農作物であります。こ

れなにかほとんど全滅の状態、従つ

てその自創資金二億円で、高知県そ

の他四国、九州あたりではそういう希

望が多いと思ふのであります。とて

も金額において希望を満たすものじや

ないと思ふのですが、この自創資金の

将来の増額、ワケの増大、そういうた

ものによつて、これはもとより三十七

年度は無理かと思ふのですけれども、

新年度でそういう方向に努力をされる

といつたようなお考え方はないか、ま

たせひしてもらいたい、こういうふう

に思ふのですが、御意見いかがですか。

○林田政府委員 自創資金の経営維持

億円のワケに今予算を要求しておるわけでありまして、そういうことで三十八年度になりましたら十分まかない切れるものと考えております。

○長谷川委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 雪害対策につきましては

足鹿先生のおっしゃつた通り御努力い

ただくことにいたしました。これは飯

谷先生のお話に近いのですが、このこ

とは三重県、静岡県、愛知県も同様だ

と思ひますが、お茶の寒冷による被害

が非常にやかましくなりましたので、

二月二十五日の月曜日に様子を見に帰

りましたところ、ちよと京都府の統

計事務所の課長がお見えにいたしてお

りましたので、一緒に見て参つたわけ

であります。一月中に十度以下の日が

続きましたのが約二十日間、それと異

常乾燥が非常に原因になるように統計

事務所の方ではお話しになっておりま

した。寒い風が当たりましたので、

取つてみますと表土が約十センチない

し二十センチずつといつてついており

まして、その下の方がまだやわらかいよ

うであります。その表土のいてついて

おると思われるところが根がほとんど

はえております。そういう関係と、そ

れから風向きの関係があるそうです

が、全面積で約半分くらいの被害があ

るのじゃないかというお話で、こうい

うようにすつかり枯れてしまつておる

わけですね。一番茶はほとんど全滅じ

やないかというお話をされておりました。

ことに玉置地帯に至つては全くつ

みようがないというのが現状でござ

います。従つて改植をさせなければなら

ないものも相当出てくるのじゃない

か。私の方の小さい一郡をとりまして

も、約二億円の損害という推定をされ

ておりましたが、なお詳しくは京都府

の統計事務所の方で調べた上で上が

てくるようになっておりますが、京都

府全段としても相当の金額の被害を受

けておる。このことは隣の三重県、滋

賀県あるいは愛知県及び静岡県、全部同じだろうと思ひますし、あるいはまた九州各県の果樹、茶というようなものにも関係あるんじゃないか。今まで凍霜被害でずいぶんお世話いただきま

したが、それのもつときついやつだ、

こう見ていただければ間違いない。昭和

十一、二年に一回あつたようなお話を

申されておりました。今の飯谷さんのお話に近いわけでありまして、けれども

大雪がありましてためにとかく忘れが

ちになります。こういう寒冷により

ます非常な災害を同様に扱ひたいだ

けるような仕組みはできておるかどう

か。改植資金の助成、天災融資法によ

る資金の助成、自創資金の問題あるい

は肥料、農業に対する補助並びに融

資、こう思うのですが、これも同様に

お取り扱ひいただけるかどうか、政務

次官、官房長でお答えをいただきたい。

○林田政府委員 今お茶につきまして

先生から初めてお伺いしまして、今ま

での茶の資料をいたしましては四億程

度の被害が出て参つておりますが、そ

んなにひどいとは思つていなかったわ

けであります。十分今後早く対策を立

てるように努力をさしていただきたい

と思ひます。

○玉置委員 統計事務所の方でも初め

これだけの被害だということは思つて

いなかったらしいのであります。今一

生懸命調べていただいております。今一

近く農林省の方に上がつて参りますの

で、それについて適切な処置を講じて

いただきますようにお願いをいたしま

して、私の質問を終わりたいと思ひ

ます。

○長谷川委員長 倉成正君。

○倉成委員 ただいま足鹿、飯谷、玉

置委員からいろいろお話がございま

したが、天災資金の問題にしましては少

し早くやるのが大事じゃないか。農

林省でかりにおきめになりました。こ

れが末端にいくには相当時間がかか

りますから、これは、ほんとうに実情

を知つておる者からいたしますと、も

う少しテンポを早めてやるということ

がぜひとも必要だと思ひますので、

この点は特に御要望申し上げてお

きます。

それから自作農資金。ことしが二

億、来年が七十億ということであり

したけれども、これはよほどまい配

分をやらぬと官房長が言われるよう

にはいかぬと官房長が言われるよう

に相当需要量があるというところが雪

害に被害に對する地域としてござい

ます。この点もあわせて御要望上げ

ておきますが、天災資金、自作農資

金で問題になりますのは、従来ワケ一

ぱい借りておるという問題が一つ。そ

れからいろいろ条件がございまして、

償還の延期その他の問題が現実の

問題として出てくる。こういふこと

もあわせてお考えいただきたいと思

ひます。農林省でワケだけきめた、こ

れで末端にいくかどうかというよう

な方では、従来の私どもの長い経験

からいたしますと、よくいふと、こ

とを特に御注意を喚起しておきたい

と思ひます。

そこでこの雪害の中で、果樹の問題

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

が特に今度仮谷さんがお話しになった中で関連して大事だと思ふのですが、たとえば山口県、秋のようなどころは、夏カンを約四億五千万でござい

ますが、これが全滅であります。そのほか愛媛県その他四国の各県、九州は熊本あるいは佐賀、長崎等で、こういう果樹の中でもミカンの被害が非常に大きいわけでありまして、これらのものに対しては、天災資金、自作農資金だけでは対策が十分でないじゃないかという感じがするわけでありまして、何かこれについて特別な対策をお考えになっておるかどうか、お伺いしたいと思

います。
○林田政府委員 天災資金並びに自作農資金を早く出すようにということにつきましても、十分努力をいたしたいと思ふ。それでその前にとりあえずつなぎ融資をするということ、本日通達を出すようにいたしてお

ります。
それから果樹に対する対策としまして、融資のほかに何か対策を立てるべきだというお話、まことにこともつともなことで存じております。それで昭和三十三年度の凍雪害の対策といたしまして、病害虫防除の薬剤の購入費とか、あるいは樹勢回復用の肥料の購入費について補助を認められたことがあ

るものであります。だいたい古いことになっておりますので、今回におきましても非常に被害が大きいわけではござい

ますから、そういうことを必要とするのじゃないかということ、大蔵省の方と折衝いたしたいというように考えておる次第でございます。なおこれにつきましても、財政当局の意向もござ

いますので、まだはつきり申し上げる段階には至りませんが、そういうほかの対策といたしまして、いろいろ考

えていきたいというように存じております。
○倉成委員 果樹の問題につきましても、そのほかに対策を御研究になっておるようでありまして、これ以上申し上げませんが、せっかく園芸局ができたわけでありまして、一つこの点は従来の例にとらわれず、成長作物であります果樹については、各段の対策を講じていただきたい。もしこれができないうちに、園芸局はない方がよろしいというふうには思ひます。
それから天災資金の問題では、やはり三分五厘の資金――激甚の場合には三分五厘になるわけですが、普通の天災資金というのは実はあまり役に立たないわけですね。三分五厘の資金の地域をできるだけ広げる、これは一定の基準があることもよく承知をしておりますけれども、できるだけ三分五厘資金がい

くいくような配慮を一つしていただきたい。
それから果樹の問題でもう一つ大事なことは、これはミカンだけに限りません、こういう大きな雪害、寒波というものは、従来例のないことであります。従来例のないのが非常に大きな問題の一つであります。こまかいことは申し上げませんが、必ずしも技術の対策について、現地で意見が十分統一されてない。特にこういう暖地の作物に対する寒波対策とい

うのは、従来考えられておりませんので、技術面の対策ということ、今後の樹勢回復をどうするかということ、一つ、それから今後起こり得るこういう雪害、寒波に対する予防的な対策を

どうするか、技術面の御検討も、せっかく興津の試験場あるいは技術研究所等あるわけでありまして、十分立てていただきたいと思ひます。これは要望であります。
それからあと二点だけは御質問であります。構造改善地域で非常に大きな雪害、寒波を受けた。これをどう取り扱うかということが一つの大きな問題であります。これはなかなか従来の計画通りいかない。そこでこれを延ばすということも一つの手段であります。構造改善のいろいろな基準を、少しは臨機応変に変更して、この対策を講ずるといふ点はどうか考えるか。

もう一点は、あまり大きな声は出て参りませんが、開拓地というものが非常に大きな問題になってくると思ひます。ただ開拓地にある程度融資のワークをやるといふことでは解決しません。声はあまり出でこないけれども、こういう声のないうちにやはり実情に基づいてあたたかい配慮を講ずるといふことが非常に大事なことでないかと思ひます。この点についてどうお考えになっておるか、お伺いしたいと思ひます。
○林田政府委員 技術面に検討を加えて、早く樹勢を回復するということ、仰せの通り最も必要でござい

ますので、園芸局におきまして、各府県の技術関係の関係官を集めて、いろいろ対策を練っておるような次第でござい

ます。それから構造改善地域につきましても、よく実情に即して検討をさせていただきます。開拓地につきましては、既存のいろいろな、たとえば天災法による資金と

か自創資金とかいったような資金の措置がござい

ますが、そのほかに開拓者資金融通法によつて、五分五厘の資金を貸すようになっておりまして、これの融資もいたすというふうなことで、特に開拓地につきましても、技術指導も十分行なう必要があると存じますので、急いで検討をいたしまして努力をいたしたいと存じます。
○倉成委員 重ねて申し上げますが、自創資金、天災資金、これは一日も早くやらなければ効果がございませ

ん。ですから一日も早くやるように、少々の事務的な無理は押してでもやれることが必要だと思ひます。それから技術対策については、官房長も十分御承知と思ひますが、たとえば私は山陰から山口、九州ずつと回つたわけですが、現地の方々の御意見と、農林省の方々が御視察いただきまして、必ずしもその対策について一致しない面もある。それはどむずかしいのです、簡単にいきません、こういう経験がない。これは何もミカンだけに限らず、ほかの果樹についてもあることと思ひますので、日本のそういう技術陣を全部動員されまして、対策に万全を期していただきたいと存じます。

○長谷川委員長 この際連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りをいたします。
ただいま文教委員会において審査中の日本学校給食会法の一部を改正する法律案について、本委員会として文教委員会に対して、連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○長谷川委員長 それではさよう決定をいたします。
なお開会については、文教委員長と協議の上、公報をもつてお知らせをいたします。
次会は二十八日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後零時二十八分散会
農林水産委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号中正誤
農林水産委員会議録第九号中正誤
ベシ段 行 誤 正
二 末から 被補助 非補助
四 五 大体は 大臣は
六 三 競争 競売
二 一 末から これを
三 三 あり あります
四 三 あり あります
六 三 あり あります
八 三 あり あります
二 三 あり あります
四 三 あり あります
六 三 あり あります
八 三 あり あります
二 三 あり あります
四 三 あり あります
六 三 あり あります
八 三 あり あります

昭和三十八年三月四日印刷

昭和三十八年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局